

質 問 回 答

2016年12月19日

「ケニア国トゥルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト」( 公示日：2016年12月7日 / 公示番号：160948 ) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>p. 7、(6) 戦略的な水源の設置、</p> <p>p. 10、(16) 先方予算を活用した戦略的な水源設置</p> <p>配布資料 RD、Minutes of Meeting、Annex 1、Necessary Procedure for Community Borehole Project</p>	<p>井戸の許認可・建設にかかわる費用に関して、Minutes of Meeting の Annex 1 "Necessary Procedure for Community Borehole Project ( 配布資料 RD の全 44 頁中 21 ページ目 )" の中に、Project constructed Borehole、及び County constructed Borehole とありますが、これらは、「Project constructed Borehole が第 1 フェーズの JICA 負担分」、「County constructed Borehole が第 2 フェーズのケニア側負担分」という理解でよろしかったでしょうか？ご確認お願いいたします。</p>	<p>その理解のとおりです。</p> <p>なお、第 1 フェーズ期間中の協力対象コミュニティは、JICA が水源設置の費用負担をするコミュニティのみならず、トゥルカナ郡政府若しくは他の援助機関の予算で水源が設置されるコミュニティも協力対象に含めることを排除しないこととしています。</p> <p>詳細は業務指示書【第 2 業務の目的・内容に関する事項】5 .実施方針及び留意事項( 3 ) 協力対象コミュニティの選定基準 をご参照下さい。</p>

以 上